

戸田市電気自動車等導入費補助金交付要綱

改正 令和3年3月30日市長決裁

令和5年3月28日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、戸田市地球温暖化対策条例(平成21年条例第26号)第20条の規定に基づき、電気自動車等を導入する者に対し、戸田市電気自動車等導入費補助金(以下「補助金」という。)を交付し、もって地球温暖化対策を推進することを目的とする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則(平成21年規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において電気自動車等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド自動車
- (3) 燃料電池自動車
- (4) 据置型電気自動車等充給電設備
- (5) 可搬型外部給電器

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、市税を完納している者で、1年以上市内に住所を有するもの又は1年以上市内で事業を行っているもの(以下「事業者」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除くものとする。

- (1) 前条第1号から第3号までのいずれかの自動車の導入に係る補助金の交付を受けた年度から4年度以内までの間に、再度これらの導入に係る補助金を受けようとする者
- (2) 前条第4号又は第5号に掲げる機器の導入について市の補助金を受け、同一年度内に再度同一の機器の導入に係る補助金を受けようとする者

(3) 貸渡しの用に供することを目的として電気自動車等を導入する事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項に規定する許可を受けている事業者を除く。）

(4) 契約期間が3年未満のリース契約で前条第1号から第3号までに掲げるいずれかの導入をするもの。

（補助対象等）

第4条 補助対象及び補助金の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条第1号から第3号まで及び第5号にあっては、補助対象本体の導入に係る経費の税抜額、第4号にあっては、補助対象の設置に係る経費（機器費及び工事費）の税抜額とする。ただし、オプション費、手数料、補償費等の経費は、補助対象経費に含めないものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、戸田市電気自動車等導入費補助金交付申請書（第1号様式）に別表第3に定める書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

（募集）

第6条 市長は、年度毎に定める募集開始日から募集終了日までの間、この要綱に基づく補助を受けようとする者について募集を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は受け付けた申請書に係る補助予定金額の総額が予算の範囲を超える日をもって受付を終了する。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、第5条に規定する申請があったときは、補助の可否及び補助金の交付額を決定し、戸田市電気自動車等導入費補助金（交付・不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（車両登録、機器の設置及び納品等）

第8条 第2条第1号から第3号までに規定するものの車両登録及び納車については、前条に規定する交付決定をした日（以下「交付決定日」という。）以後でなければならない。

2 第2条第4号に規定する機器の設置工事着工日及び引渡し日については、交付決定日以後でなければならない。

3 第2条第5号に規定する機器の納品については、交付決定日以後でなければならない。

(補助事業の中止)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が車両登録、納車、機器の設置又は納品を中止する場合は、直ちに戸田市電気自動車等導入費補助金交付申請取下書(第4号様式。以下「取下書」という。)に戸田市電気自動車等導入費補助金交付決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により交付決定者から取下書の提出があったときは、市長は、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

(導入実績報告)

第10条 交付決定者は、車両登録及び納車、機器の設置又は納品が完了したときは、戸田市電気自動車等導入実績報告書(第5号様式。以下「導入実績報告書」という。)に別表第4に定める書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の導入実績報告書の提出があったときは、導入に係る審査を行うとともに必要に応じて調査を行い、補助金の額を確定し、戸田市電気自動車等導入費補助金確定通知書(第6号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により補助金額を確定した後に補助金を交付するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、戸田市電気自動車等導入費補助金交付請求書(第7号様式)を市長の定める期日までに提出しなければならない。

(他の補助金との調整)

第13条 補助金は、市が別に行う電気自動車等の導入に関する補助施策と重複して受けることはできない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反し、又は補助の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(定期報告)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し必要に応じて、電気自動車等の使用状況等の報告を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 補助対象 | |
|----------------|--|
| 電気自動車 | 次に掲げる要件の全てに該当する自動車 (1) 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動する電動機を原動機とし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定されている4輪以上の自動車（以下「検査済自動車」という。）であること。 (2) 自動車検査証の燃料の種類が「電気」であること。 (3) 自動車検査証に記載されている自動車の種別が、「普通」、「小型」又は「軽自動車」であること。 |
| プラグインハイブリッド自動車 | 次に掲げる要件の全てに該当する自動車 (1) 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な4輪以上の検査済自動車であること。 (2) 自動車検査証の燃料の種類が「ガソリン・電気」であること。 |
| 燃料電池自動車 | 次に掲げる要件の全てに該当する自動車 (1) 水素と酸素を化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、発生した電気によって駆動する電動機を原動機とする検査済自動車であること。 (2) 自動車検査証の燃料の種類が「水素」であること。 |
| 据置型電気自動車等充給電設備 | 第2条第1号から第3号までの自動車から住宅等へ電気を供給する機器のうち、住宅等の分電盤に連結する据置型のものとする。 |
| 可搬型外部給電器 | 第2条第1号から第3号までの自動車から電力を取り出す機器のうち、可搬型のもので、かつ、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象の機器となっているものとする。 |

備考

- 1 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車（以下「電気等自動車」という。）は、補助金の交付決定日以後に初度登録し、自動車検査証の所有者又は使用者の名義が申請者と同一であり、かつ、使用の本拠の位置を戸田市内とするものとする。
- 2 据置型電気自動車等充給電設備は、申請者が所有する市内の住宅又は事業所の敷地内に設置するものとする。
- 3 可搬型外部給電器は、申請者が所有又は使用する権利を有する電気等自動車で、使用することを目的として導入するものとする。

別表第 2 (第 4 条関係)

| 補助対象 | 補助金の額 | 備考 |
|--------------------|--|--------------------|
| 電気自動車 | (1) 普通・小型自動車(自動車検査証の自動車の種別が普通又は小型であるもの) 15万円を限度とし、予算の範囲で市長が定める。 (2) 軽自動車(自動車検査証の自動車の種別が軽自動車であるもの) 10万円を限度とし、予算の範囲で市長が定める。 | 1回の申請につき、1台までとする。 |
| プラグインハイブリッド自動車 | 10万円を限度とし、予算の範囲で市長が定める。 | |
| 燃料電池自動車 | 25万円を限度とし、予算の範囲で市長が定める。 | |
| 据置型電気自動車等 充給電設備 | 10万円を限度とし、予算の範囲で市長が定める。 | 1回の申請につき、1設備までとする。 |
| 可搬型外部給電器 | 5万円を限度とし、予算の範囲で市長が定める。 | 1回の申請につき、1設備までとする。 |

別表第3（第5条関係）

| 補助対象 | 市長が必要と認める書類 |
|----------------|--|
| 電気自動車 | 1 導入費が明記されている見積書等 2 規格等が分かるカタログ等 |
| プラグインハイブリッド自動車 | 3 同意書（第2号様式） 4 契約書の写し（リース契約の場合） |
| 燃料電池自動車 | 5 その他市長が必要と認める書類 |
| 据置型電気自動車等充電設備 | 1 導入費が明記されている見積書等 2 規格等が分かるカタログ等 3 導入場所の略図及び配置図 4 システムの導入工事着手前の現況写真 5 同意書（第2号様式） 6 その他市長が必要と認める書類 |
| 可搬型外部給電器 | 1 導入費が明記されている見積書等 2 規格等が分かるカタログ等 3 同意書（第2号様式） 4 その他市長が必要と認める書類 |

別表第4（第10条関係）

| 補助対象 | 市長が必要と認める書類 |
|----------------|--|
| 電気自動車 | 1 導入費に係る領収書等の写し |
| プラグインハイブリッド自動車 | 2 自動車検査証の写し |
| 燃料電池自動車 | 3 その他市長が必要と認める書類 |
| 据置型電気自動車等充給電設備 | 1 導入費に係る領収書等の写し 2 導入工事完了後の写真 3 その他市長が必要と認める書類 |
| 可搬型外部給電器 | 1 導入費に係る領収書等の写し 2 納品後の機器の写真 3 納品書 4 自動車検査証の写し 5 その他市長が必要と認める書類 |